

バリアフリー法第17条認定申請 Q&A

(さいたま市建築総務課)

No.	該当条項	整備基準	対象用途	Q	A
1	法17条1項	手続き	全般	着工後であっても認定申請は可能か。	原則、着工前に申請を行うべきですが、工事の完了前であれば可能です。
2	法17条1項	手続き	全般	修繕又は模様替については、建築基準法に基づく大規模な修繕又は模様替に該当せず建築確認を要しないものがあるが、この場合であっても認定申請は可能か。	修繕又は模様替が建築物特定施設に係わるものであれば、可能です。
3	法17条1項	手続き	複合用途	一棟の複合建築物のうち、各々の用途でも、認定申請は可能か。	貴見のとおりです。
4	法17条1項	手続き	全般	テナント貸店舗ビルのような同一用途の一部を認定申請することは可能か。	主要用途が同一用途のため不可となります。
5	法17条2項、施行規則8条	手続き	全般	第三号様式「認定申請書」の第二面の延べ面積は駐車場など特例床面積の有無にかかわらず、特定建築物の延べ面積の記載でよいか。	貴見のとおりです。
6	法17条3項1号	手続き	全般	認定を受けるには、埼玉県建築物バリアフリー条例により追加された基準についても遵守しなければならないか。	計画建築物が義務化対象であれば、条例による付加基準も建築基準法の関係規定として適合させなければなりません。
7	法17条3項1号、誘導基準省令1条	誘導基準(適用範囲)	公衆便所	公衆便所の出入口や便所内の通路は誘導基準省令2条の出入口や省令3条の廊下等の基準を適用するのか、それとも省令9条の便所の基準のみ適合させればよいのか。前者の場合、直接地上に通じる出入口として120cm以上の幅の規定や自動扉の規定、また、便所内の通路に180cm以上の幅の規定や休憩スペースの設置が適用され、現実的ではないと考える。	公衆便所で建物そのものが便所の場合、誘導基準省令第9条(便所)の規定を適用し、第2条(出入口)や第3条(廊下等)の規定は適用しません。
8	法17条3項1号、誘導基準省令17条	誘導基準(増築等適用範囲)	全般(増築等)	修繕部分以外の部分の各階便所についてはどのように建築物等円滑化誘導基準は適用されるのか。(例えば、10階建ての百貨店の10階部分を修繕して認定を受けようとした場合、百貨店のすべての階の利用者用便所も改修しなければならないのか。)	修繕部分に共用の便所がある場合は、各階において修繕部分の便房数の原則2%以上の車いす使用者用便房を整備すればOKです。なお、当該特定建築物が共用の便所を有するものの修繕部分に共用の便所を設けない場合は、修繕部分以外に一つの車いす使用者用便房を設け、修繕部分からの一以上の経路を基準に適合させればよいものです。
9	法17条3項1号、誘導基準省令18条	誘導基準(適用範囲)	全般	特別特定建築物の場合も、「多数の者が利用する」建築物特定施設全体を基準に適合するように整備しなければ認定を受けられないのか。	令第5条で定める特別特定建築物の場合は「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」建築物特定施設部分のみ建築物移動円滑化誘導基準を満たせばよいものです。なお、学校や共同住宅などを条例で特別特定建築物に追加した場合には、認定を受けるためには「多数の者が利用する」特定施設全体が基準を満たす必要があります。

バリアフリー法第17条認定申請 Q&A

(さいたま市建築総務課)

No.	該当条項	整備基準	対象用途	Q	A
10	法17条3項1号、誘導基準省令3条	誘導基準(廊下等)	物販店	物販店の陳列棚間の通路、便所内の通路などについて、誘導基準省令3条でいう廊下等に該当するのか。	百貨店等の売場の主な通路は廊下等とみなします。 便所内の通路は廊下等に該当しません。
11	法17条3項1号、誘導基準省令3条、告示1488号第1	誘導基準(廊下等)	全般	すべての廊下等や敷地内通路を車いす使用者が円滑に利用できる構造とする必要があるのか。	階段のみに通ずる廊下等など車いす使用者の利用が想定されない部分については幅員等の基準は適用されません。
12	法17条3項1号、誘導基準省令3条5号	誘導基準(廊下等)	全般	建物の維持管理の為に室(機械室等)が廊下に面する場合、戸の開閉方向は外開きでもよいか。	外開きとなる場合は、当該戸が廊下に突出しないよう、戸幅以上の奥行きアルコーブ等を設ける必要があります。 ただし、通常点検を室の外側より行なうEPS等の扉については、この限りではありません。
13	法17条3項1号、誘導基準省令7条	誘導基準(エレベーター)	有料老人ホーム	有料老人ホームのような特定多数の者が利用する施設の場合、エレベーターのかご等の基準は、第3項「多数の者が利用する・・・」又は第5項「不特定かつ多数の者が利用する・・・」のどちらの適用を受けるのか。	有料老人ホームのような特定多数の者が利用する施設の場合、誘導基準省令第7条第3項に規定する一以上のエレベーターのかごの幅を140cm以上にする必要があります。
14	法17条3項1号、誘導基準省令7条3項	誘導基準(エレベーター)	全般	誘導基準省令第7条第3項第1号よりEVのかごの幅は140cmだが、幅130cmの寝台用とすることは可能か。	誘導基準省令第7条第3項第1号の緩和規定はないため、EVのかごの幅は140cm以上必要となります。
15	法17条4項	確認の特例	全般	確認申請とバリアフリー法認定申請の併用で申請する場合は適合通知を発行することにより建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるが、計画通知の場合は同様に扱わないということによいか。	法第17条第4項の解説により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村には適用されません。
16	法18条、施行規則11条	計画の変更	全般	施行規則第11条で定める軽微な変更(特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3ヶ月以内の変更をいう)を除く全ての変更について、認定を受ける必要があるか?	建築物移動等円滑化誘導基準に該当する部分、又は資金計画等の変更をしようとする場合は、法第18条に基づき、第3号様式を用いて「認定申請書(変更)」として変更計画の認定を受けなければなりません。
17	法19条、政令24条	容積率の特例	全般(複合用途)	容積率の特例(延べ面積の1/10の限度)については、複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに不算入の床面積を算定すればよいか。	貴見のとおりです。

バリアフリー法第17条認定申請 Q&A

(さいたま市建築総務課)

No.	該当条項	整備基準	対象用途	Q	A
18	法19条、政令24条	容積率の特例	全般	認定建築物で容積率特例の不算入部分において容積率違反が生じた場合、建築基準法違反となるのかハートビル法違反となるのか。	建築基準法違反となります。
19	法19条、政令24条、告示1490号1号	容積率の特例(廊下等)	事務所	廊下は不参入床面積の算定が規定されているが、廊下を兼ねたエレベーターホールについては、廊下等として対象にしているか。	エレベーターホールも廊下の一部と考え、面積不参入の対象とします。 なお、非常用エレベーターのエレベーターホールについては、建築基準法により10㎡以上の床面積が規定されているため、10㎡を越えた部分を面積不参入の対象とします。 (非常用エレベーターのかごについては、No.21参照。)
20	法19条、政令24条、告示1490号1号、3号	容積率の特例(廊下等、傾斜路)	全般	認定建築物の容積率特例の不算入部分の算出において、廊下等や傾斜路に手すりがある場合、手すり部分も含めて不参入の対象としてよいか。	通常の建築物においても、手すりがある場合、手すりの幅はバリアフリー法や建築基準法上有効幅員に含まれず、所要寸法に手すりの幅を見込んで計画しなければなりません。したがって、手すりの部分は建築計画に必要な空間に該当するものとして、床面積不参入の対象にすることはできません。 不参入面積算定にあたっては、次の算出式のとおりです。 [(有効寸法※) - (所要寸法)] ×長さ = 不参入床面積 ※手すりの内側で計測した寸法 (階段の手すりについてはNo.20参照。)
21	法19条、政令24条、告示1490号2号	容積率の特例(階段)	全般	物販店舗などで階高が高い場合に、折り返し階段が2往復して1フロアに到達するような場合、元の延べ面積に算入されない部分を含めた2往復分(踊場が3箇所)の踊場及び段の部分のすべてを容積率の特例(不参入の床面積)の対象としてよいか。	容積率の算定の基礎となる延べ面積部分(階段1往復分のみ)が対象となります。

バリアフリー法第17条認定申請 Q&A

(さいたま市建築総務課)

No.	該当条項	整備基準	対象用途	Q	A
22	法19条、政令24条、告示1490号2号	容積率の特例(階段)	全般	認定建築物の容積率特例の不算入部分の算出において、階段に手すりがある場合、手すり部分も含めて不算入の対象としてよいか。	バリアフリー法や建築基準法上、階段の有効幅の取扱いは、手すりの幅が片側で最大10cmまでは手すりができないものとみなして算定することができるため、床面積不算入部分の算出においても、片側で最大10cmまでは不算入の対象とすることができます。なお、手すりの幅が片側で10cmを超える場合は10cmを超える手すりの部分が算入対象となります。 ★廊下等、傾斜路の手すりについてはNo.18参照。
23	法19条、政令24条、告示1490号4号	容積率の特例(エレベーター)	全般	エレベーターの面積不参入について、通常のエレベーターであれば、かごに係る部分に限り1.1㎡を超える部分の床面積を不参入とすることができるが、非常用エレベーターについては、建築基準法で1.5m×1.8mのかごの大きさが規定されているにもかかわらず、通常のエレベーターと同様に1.1㎡を超える部分全てを不参入として認めてよいものか。	特定施設の面積不算入範囲については、原則として建築基準法により最低限要求される部分や、その他の建築計画上最低限求められる空間に相当する部分の床面積を超えるものとされており、通常のエレベーターについては、建築基準法上エレベーターの最低面積基準がないことから、その他の建築計画上最低限求められる空間に相当する部分として1.1㎡と規定されているものです。一方で、非常用エレベーターについては建築基準法で1.5m×1.8m(床面積2.7㎡)という基準があるため、この基準を超える部分を不参入対象とします。 (非常用エレベーターのロビーについては、No.17参照。)
24	法20条、施行規則12条	表示等	全般(増築等)	増築などで認定を受けた場合は、利用者にとって建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている部分と満たしていない既存部分との違いが一見ただけではわかりづらいのではないかと思うが、どうしたらよいか。	シンボルマークの表示と共に、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている部分を図等でわかりやすく示すことが利用者の利便性を確保する上で望ましいと考えられます。